

第6回京都市同和行政終結後の行政の在り方総点検委員会議事録

平成20年8月20日(水)9:30～11:30

【事務局】 おはようございます。予定の時刻となりましたので、ただいまから第6回京都市同和行政終結後の行政の在り方総点検委員会を開催させていただきます。

委員の皆様方には、2週間に1回開催という非常に過密な日程にもかかわらず、大変お忙しい中、ご出席賜りまして誠にありがとうございます。

本日は、自立促進援助金制度について、委員会としての見直しの方向性をお示しいただくことになる中間報告案についてご審議いただくとともに、前回に引き続き、コミュニティセンターの在り方、改良住宅の管理・運営及び建て替えの在り方についてご議論をいただきます。

なお、本日は当委員会終了後に養正コミュニティセンター、学習施設などの視察も予定しております。各委員におかれましては、よろしくお願いいたしますと思います。

それでは、進行につきましては新川委員長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

【新川】 おはようございます。それでは、第6回になりますが、総点検委員会、早速進めさせていただきたいと思います。本日、先ほどご紹介がありましたとおり、3つの議事がございます。順次、お諮りをしてまいりたいと思います。

1つ目の議事から進めさせていただきたいと思います。「自立促進援助金制度の見直しについて」ということでございます。簡単に私から説明をさせていただき、その後、ご審議を賜ればと思っております。前回までご議論いただきまして、まずは報告案、たたきをお示しさせていただき、ご意見をいただいた上で、今回、委員長としてまとめを提出させていただくということで進めさせていただきました。お手元の資料1の形で中間報告案を作成させていただきました。この中間報告案の内容につきまして簡単にご説明をさせていただき、ご審議を賜ればと考えてございます。

この中間報告案では、まず自立促進援助金制度の見直しにつきましては早急に何がしかの対応が必要であるという認識のもとに集中的にご議論をいただいき

たという経緯がございました。そのこともありまして、今日の段階で、できれば中間報告として当委員会のご結論を得たいと考えておるところでございます。

報告案のおよその構成でございますけれども、１，２のところではこれまでの制度の概要や経緯、それから、２ページ目、開いていただきまして、制度の意義について触れさせていただいております。３ページ目以下で、この制度の問題点、それから、見直しの方向、そして、４ページ目、５ページ目で具体的な見直しの内容について触れさせていただいている、およそこういう構成になってございます。

まず、そもそものところにおきまして、当委員会としまして、やはり京都市では早急にこの自立促進援助金制度の見直しに着手をしていただきたいということ、「はじめに」のところをお願いしているところでございます。

２番目の「制度の概要、経過」のところでございますけれども、これにつきましては、これまでに奨学金制度、それから、自立促進援助金制度について取りまとめをさせていただいたものをそのまま記載しております。

２ページ目、上段の経過のところは、従来の取扱い、また、この間の社会情勢あるいは訴訟の関係も踏まえた改善の経過等が、簡単にではございますが、取りまとめられてございます。

２ページ目の３のところ、下段でございますが、ここで私どもとしてはこの制度の意義をどう考えるのかということで、同和奨学金制度そのものが非常に大きな社会的な役割を果たしてきたということ、また、その必要性を十二分に認めることができるということを共通の認識とさせていただいております。

また、奨学金の返還に際しまして自立促進援助金制度を設けたことの意義につきましても、やはり進学率に大きな格差があったものを上げてきた大きな実績があるということ、今日の視点で見ましても、過去の奨学金、そして援助金制度の役割というのが非常に大きかったと、当委員会としても強く認めたいと考えてございます。

しかし、そうは言いましても、この制度、今日的な観点からすれば問題があるというのが３ページ目以下でございます。３ページ目の「４ 制度の問題点と見直しの方向性」をご覧くださいければと思いますが、この自立促進援助金制度の問題点として、やはり制度の趣旨そのものは十二分に理解ができるといたしまして

も、法的には貸付ということと、それから、自立促進援助金の支給という補助の制度、本来、別物を一体的に運用してこられたという、この問題点は非常に大きいと当委員会としては言わざるを得ないということでございます。そして、そのことが、今日、制度の運用そのものを機械的に硬直的に運用してきたという問題につながってきているのではないかというのが当委員会での結論ではないかと考えてございます。したがって、市はこの問題点を真摯に受けとめて、改善に向けて早急に対応策をとるべきであるというのがここでの基本的な視点かと考えております。

その見直しの方向性といったしましては、まずは基本のところの貸付ということと自立促進援助金制度という補助を一体として運用するというこの制度のありようを解消するということ。したがって、この二本立ての制度をシンプルな形に組み替え、そして、貸付金と返還の免除制度というわかりやすい関係に改めるということを大きな方向として掲げたいということでございます。

ただ、現実には、そうするといたしましてもさまざま配慮をしなければならない事情がございます。３ページ目の５以下の「見直しの具体的内容」のところでそれらに触れてございます。

まず、自立促進援助金制度の廃止をするといったしましても、既にこれまで、この援助金制度でもって貸付と補助の一体的な運用がされてございます。ただ、平成１９年度以降、この援助金の支給が停止されているという、ある種、制度そのものの運用がとまっているという状況がございます。

そこで、いろいろ議論のあるところではございますけれども、平成１９年度からの援助金制度の廃止というのを私どもとしては認めたいと考えております。

ただし、このように過去に遡って適用するということについては、当然、多くの方々に予想をしない不利益をもたらす恐れがございます。これについては、相当の、それにふさわしい借受者に対する配慮が必要だとも考えてございます。

また、この奨学金の返還に当たりまして援助金制度をやめる一方で、基本的な方向として返還免除制度を創設するよう求めています。この返還免除制度につきましては、原則として借受者の申請に基づいて返還免除の客観的な基準に基づく判定を行っていく、そういう制度を創設していくということでございます。

さらに、この自立促進援助金制度が過去のものにはなりましても、これをこれ

まで受けてこられた方々に対してどういうふうに対応していくのか、長期間、この援助金制度でもって、事実上、貸付あるいは返還ということについての認識もないままにこれまで過ごしてこられたたくさんの方々がいらっしゃるという事実がございます。原則としては、当然、返還をする義務のある方については援助金制度を廃止する以上、すべて返還を求めるというのが原則であろうかとは考えております。しかし、もう一方では、大阪高裁の確定判決にもございましたように、行政の裁量権は、一定、過去にとってきた方針に縛られて、それほど自由には判断ができないのではないかと、こういう判決での説明もいただいているとおり、私どもといたしましては、平成13年度以降の新規援助金受給者について違法な状態にある、裁量権の範囲を逸脱してきていると判断された高裁の確定判決を踏まえて対処するのが適当ではないかと考えているところでございます。

したがって、平成13年度以降について、この貸付金の返還を求めていかざるを得ないのではないかと。また、それにつきまして、新たに返還免除基準というのを適切に設定し、返還を求めていかざるを得ないのではないかと。という結論も、一定いただいております。

5ページ目の「(4)返還免除の基準について」というところが、それではどういう返還免除の基準を設けることが適切であるのかということについて検討をさせていただいたところでございます。免除制度を設けるということについては、今回の改革、見直しの基本的な方針と考えているところである。しかし、これまで設けてこられた本市の基準、平成16年に設けられました基準については、やはり市民的な理解を得られる基準とは言えない。具体的に言いますと、日本学生支援機構の奨学金の貸付をする条件であるところの基準で返還免除基準とされているということで、その点では一般的なご理解を得られるような基準ではないであろうということでございます。

そこで、私どもといたしましては、国が設けております返還免除の基準、つまり生活保護世帯のおよそ1.5倍程度の基準というのを設定しているわけですが、やはりこの基準を適用せざるを得ないと結論付けたところでございます。

ただ、それにいたしましても、個々それぞれのご事情もあり、また、この19年度、20年度につきましては、この間、援助金支給の停止ということもございまして、手続が進んでいない側面もございます。このあたりの事情もしっかりと

勘案をした上で、返還の免除基準についても、それぞれ個々のご事情に配慮をしつつ対応をしていただきたい、激変緩和の仕組みをしっかりと考えていただきたいというのが当委員会としての結論ではないかと考えてございます。

最後、6 ページ目は「結びに」というところで、当委員会として自立促進援助金制度について検討した結果を踏まえて、若干、当委員会としてもこの自立促進援助金制度の在り方について改めて、これまでの複雑でわかりにくい、そして、違法とされかねないような、裁判所によって違法と考えられた、そういう違法と認定をされてしまった行政を改めるということをこの結びのところでまず強調をさせていただいてございます。この状態を、市民が理解できる、そして納得をしていただける、そういう運営に変えていただきたいということを、再度、強調させていただいているところであります。

しかし、だからといいまして、今回の違法な状態というのはあくまでも市の裁量の逸脱というところについての違法が問われているということにあります。貸付を受けた方々、そして返還の義務があるとされる方々について違法性が問われているといったようなことでは全くないということで、ある意味では、この制度の運用の結果、従来は貸付と援助金による返還の事実上の免除というのが一体化をして運用されてきた方々が不利益を被るという、そういう結果が残ってくることとなります。そこでは、貸付を受けた方々に対する丁寧な説明とお願い、ご理解を賜るという努力がなければ、私どもの見直しの方向も新たな問題、矛盾を生み出すということになろうと考えているところでございます。

当委員会といたしましては、京都市がこれから、こうした借受をされた方々に對しまして十分に説明を尽くしていただき、また、実態に即した誠意ある丁寧な対応をしていただくよう求めて、この報告を閉じたいと考えております。

以上、長々とはご説明をさせていただきましたけれども、この援助金制度の廃止、そして、今後の見直しの方向についての中間報告を以上のような形で市にご報告いたしたいと考えてございます。この内容につきまして、各委員さんからご意見をいただければと考えてございますので、よろしくお願いいたします。

いかがでしょうか。これまで何度かご議論をいただいていたところではございますが。

【細田】 前回、欠席をさせていただきまして大変申し訳ないと思いますが、中間まとめ

としては、私は、それなりにきちんとまとまっていると思いますが、前回、委員長にも意見を出させていただきましたが、１３年度以降の援助金の新規支給について確かに判決が出ておりますので、その実態がどうのこうのということではございませんが、ただ、私は１３年度から１５年度までの、少なくとも事実上の返済免除というものが行われていたことに対しては、やはりこの部分をどう扱うかというのは１つのポイントではないかなということで、意見書の中では、私は１６年度からやるべきではないかということを書かせていただきました。

では、１３から１５年度に対する責任はどうかということに対しては、私は受けられた方に対する責任はほとんどないと。いわば京都市に対する責任のほうが多いのではないかとこのところも踏まえて、そういう意見を言わせていただきたいと思います。

それから、「結びに」で返済免除の基準等々ございますが、やっぱり激変緩和の中で、実態に即した、本当に京都市として誠意ある対応を強く望んでおきたいと思います。

以上です。

【新川】 どうもありがとうございました。

ただいま、細田委員から、前回、ただいまと同じご意見を書面の形でいただいておりますのでご紹介をさせていただいたところでございましたけれども、改めて、本日ご出席の上でそのご意見をいただきました。

そのほか、いかがでございましょうか。あるいは今の細田委員のご意見につきましてご意見がございましたらお願いしたいと思います。

確かに細田委員ご指摘のとおり、１３年度から１５年度まで、事実上、援助金制度は従来どおり続けられていたという実態がございます。ただ、判決が出たのも、また、制度の見直しも、その期間が経過をする中で裁判になり、また、平成１６年度の要綱見直しがありといったような、そういう時間的な経緯もございます。私どもといたしましては、ここは京都市の対応としてはやむを得ないのではないかと、そして、もちろんこの判決文の中で若干触れられておりますように、平成１３年度の国の地対財特別法の廃止ということに見合っただけの検討というのが進められていると。ぜひそれに遡って平成１３年度以降を違法とされたということをややはり重く受けとめて考えるべきではないかというのが、一応、前回の当委員

会としての結論であったかなと思っております。そのことを踏まえて、今日のような会にさせていただいてございます。

【山本】 委員の１人としまして、中間報告案については、僕は大変意を尽くした流れと結論になっていると。とにかくこれを市に答申するわけですがけれども、これからが大変だと本当に思いましたね。これを実行していくということは大変難しいし、ここに何回も書かれているように、市は対象者に対して本当に十分な説明と周知をきちっと行っていただきたいなと思います。それは、最後にまた書かれていますけれども、結論としてはここに尽きるんじゃないかという気がいたします。

以上です。

【新川】 ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。

特にご異論がなければ、細田委員からはご意見をいただきましたけれども、できればこの中間報告案の形で、これを当委員会としての結論として京都市長に報告をさせていただくということにさせていただきたいと思いますが、いかがでございましょうか。よろしゅうございますでしょうか。

ありがとうございます。若干、「てにをは」に関わるようなところの修正はあろうかと思いますが、幾つか、返還免除の基準や、あるいは対象者の在り方、また京都市としての責任についてご意見もいただいております、それらをすべて、適切にこの報告の中に反映させるということではできませんでしたが、本市のこれからの援助金制度の廃止にかかわる基本的な方向付けとして、この報告をこの形でさせていただき、市としてのより適正な執行に向けてのご努力を期待したいということで、この形でまとめさせていただきます。どうもありがとうございました。

それでは、引き続きまして議題の２番目、コミュニティセンターの在り方につきましてご議論をいただければと思います。

前回、事務局からいろいろご説明もいただき、委員の皆様方から資料要求をいただいております。論点整理等も事務局でしていただいておりますので、このあたり、事務局からまずご説明をいただいて、また改めて、当委員会としてご議論をいただければと思っております。

関係団体からの意見書等もいただいております。また、コミュニティセンターそれぞれの現在の事業の状況等もいただいているようですので、そのあたり、事務局から、恐縮ですがご説明方をお願いしたいと思っています。

【事務局】 コミュニティセンターの現状と評価についてご説明させていただきます。論点に入ります前に、資料3をご覧くださいと思います。

最初に1ページですが、経過と現状についてでございますけども、内容的には先日の第5回当委員会でご説明いたしました内容とほぼ同様でございます。隣保館、コミュニティセンターが果たしてきた意義や役割、現状の課題についての記載となっております。

次に、2ページの事業内容をご覧ください。ここではコミュニティセンターの現在の各事業について現状と評価を記載しております。

まず2ページ、相談事業についてでございますけども、真ん中の表にありますように、平成19年度の相談事業対応件数は、右端ですけども、6,465件ということで、平成13年度からは66.6%の減、平成14年から34.4%の減と。件数だけ見ますと大幅に減少していることがわかつています。

具体的な相談内容についてでございますが、3ページの表をご覧くださいと思いますが、まず太枠で囲んでおります教育、奨学金等というところと3番目の就労等産業・労働関連というところがございますけども、この項目が、従来、生活相談の中心的なものとなっておりますけども、件数を見ていただきますと、平成19年度では、その2項目の合計で719件ということで、平成14年度と比較しまして63%の減と大幅に減少しております。

一方で、この表の一番上の住環境、駐車場関連と書いております箱ですけども、相談全体に占めるこの割合、平成19年度は全体の中で37.3%ということで、平成13年度の18.7%から倍増しております。

次に、4ページをご覧ください。相談事業の評価ですが、先ほど申しましたように、まず相談の件数が激減していること、2つ目といたしまして、相談内容が従来の住民個人の生活にかかわる相談から、区役所をはじめとする関係機関への取り次ぎなどに変化してきているということが特徴となっております。

これらは、コミュニティセンターが住民の自立を支援するという視点に立って

情報提供を中心とした取組に移行させてきたことから、適切な窓口が認知され、住民自らで問題を解決しつつあるということが要因であると考えております。

一方で、住民の中にも住民自ら、あるいは地域コミュニティの中で解決できるものであってもコミュニティセンターに相談支援を求めるといった例もあり、これらのことが自立の妨げになっている一面も指摘されております。

次に、5ページの貸館事業をご覧ください。利用件数でございますが、下の表にありますように平成19年度の件数は10,378件、平成14年度と比較しまして約1.7倍の増加となっております。特に体育施設の増加が著しいことが見ていただけたと思います。同じ表で小学校区域外の構成割合を見ていただきますと、平成19年度には46.1%、件数で申しますと4,783件ということで、利用内容についても広がりを見ていただけたと思います。

次に、6ページの稼働率の表をご覧ください。真ん中の表でございます。その中で右端の合計欄を見ていただきますと、本館稼働率は4.5%と極端に低い稼働率となっております。利用件数の多い屋内体育施設でも42.4%ということでございます。福祉センターにつきましては、下の表、福祉センターの利用状況でございますが、個人の利用は1日当たり6人、サークルでの利用は4日に1件となっております。

次に、7ページ、貸館事業の評価でございますが、平成14年度に利用者の範囲を拡大して以降、市民しんぶん区版等の広報に努めてきたこと、施設の使用料が無料であることなどから体育施設を中心に利用が着実に増加しているところですが、稼働率をご覧いただいたとおり、認知度はまだまだ低いと考えております。

本館の利用につきましては、会議室のニーズがそもそも低いことに加え、代替施設が整備されていることが要因で稼働率が低い状況にとどまっていると考えております。その一方で、体育施設につきましては、この5年間で利用件数が倍増するなど、年々利用が拡大している上に休日のニーズが高いことがうかがえると。今後さらなる利用促進に向け、ニーズに応じた対応が必要であると考えております。

福祉センターにつきましては、自由利用の施設であるということ、それと、特段の事業を実施していないことなどから利用者が少なく、そのほとんどが固定された周辺の住民の方々の利用となっているのが現状でございます。

続きまして，８ページをご覧ください。交流事業についてでございます。交流事業につきましては，陶芸や生け花などの講座・教室，講演会や祭りなどのコミュニティづくりイベントを開催しており，下の表にありますように平成１４年度以降は参加者の範囲を拡大し，広報の充実などの取組を進めているところであります。平成１９年度は，先ほど申しました市民しんぶん区版や一般商業誌などの広報とあわせて，講座・教室は全事業の３４．４％，コミュニティづくりイベントでは全事業の４１．７％と広報を充実してきております。

次に，交流事業の参加者は，９ページをご覧いただきたいと思いますが，その表にありますとおり，平成１９年度には６，４１３人ということで，１４年度と比較しますと１９．０％の減となっております。小学校区域外からの参加者の構成割合は，平成１９年度には，内数ですが，１，８７４人ということで２９．２％ということで，平成１４年度と比較しますと３倍を超えるところまで増加しております。

交流事業の評価といたしましては，平成１４年度以降，参加者の範囲を地域に拡大し，広報を充実することにより，小学校区域外からの参加者が増加し，より広い市民の利用につながってきていると評価しております。

しかしながら，その一方で講座・教室の参加者数は減少傾向にあり，メニューについても従来の老人対策事業等からほとんど変わっていないというような事業もあり，参加者の固定化の課題が見受けられます。また，コミュニティづくりイベントにつきましても，委託を行っているコミュニティセンターを中心に地域コミュニティの活性化の効果が生まれてきているところですが，事業への参加が市民の自主的な活動につながっているとまでは言い難い状況にあると考えております。

次に，１０ページの運営体制をご覧ください。「３ 運営体制」でございます。コミュニティセンターにつきましては先日の委員会でもご説明いたしましたように，直営による運営を基本としておりますが，市民の参画により自主的な運営を行うことが住民の自立や地域コミュニティの再生につながるとの考えから，小学校区域の各種団体が参画するＮＰＯ法人等の運営組織に一部業務を委託しております。下の表のとおり委託実績がありますが，６カ所のコミュニティセンターで一部業務を委託しており，１０ページの「現状」のイにありますとおり，ひと

り暮らしの高齢者の安否確認や各種団体のネットワークを活用した事業周知など、さまざまな効果が上がってきているところでございます。

しかしながら、業務委託の評価といたしましては、14年度以降、業務委託を進めてきたところですが、現在もまだ6カ所にとどまっており、今なお半数以上の地域で各種団体をはじめとする住民の理解を得られるところまでには至っておりません。また、業務委託を行っているコミュニティセンターにおきましても、事業運営への参画は各種団体のコアメンバーにとどまっており、住民自らが作り上げる活動、取組という意識がまだ弱く、個々の住民の主体的な参加につながっているとは言い難い状況にあると考えております。

雑駁ではございますが、現状と評価につきまして、以上のとおりでございます。

【新川】 どうもありがとうございました。ただいま、コミュニティセンターの在り方についてご説明をいただきました。

資料2、コミュニティセンターの在り方について（論点整理）というところがございますように、このコミュニティセンターの在り方について、これまでの論点、また前回の委員会を含めて論点整理を資料として取りまとめていただいております。コミュニティセンターの意義、役割について、2番目、事業内容について、それから次のページで、3番目、運営体制について、4番目、今後の在り方について、前回、いろんな観点から委員さん方からいただいたご意見を踏まえて記述していただいております。また、市民の皆さん方からいただきました意見書の趣旨もあわせて記述していただいております。このあたりも踏まえて、委員の方々からご意見をいただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

資料2は、特に事務局としては補足をすることはございませんか。よろしいですか。

それでは、どうぞ自由に、資料2、資料3につきましてご質問あるいはご意見含めていただければと思います。よろしくお願いいたします。

ちょっと事務局にお伺いしますが、前回の当委員会で、他の自治体ではコミュニティセンター、従来、隣保館と言っていたものですが、こういう施設の扱い方についてどうなっているのかご質問があって、調べてみますという話もいただいていたんですが、このあたり、どうなっていますでしょうか。もし途中段階でも

おわかりになっていることがあれば、ちょっと参考までに情報提供をいただけると、委員の皆さん方もご意見が出やすいのではないかと思いますのですが、いかがでしょうか。

【事務局】 他都市の状況でございますが、本日の資料の一番最後に参考資料ということでお付けしてございます。京都の近隣都市の状況ということで、具体的には大阪市、神戸市、奈良市の状況について表にまとめてございます。

まず大阪市でございますが、ここは、いわゆる京都市のコミュニティセンターに相当するのが人権文化センターという施設になってございます。大阪市は18年に地対財特法期限後の調査・監理委員会という委員会を設置されまして、そこで一定の方向性がご議論されております。

主な内容としましては、1つ目には、東淀川区という1つの行政区の中に南方、日之出、飛鳥という3つの人権文化センターがあるということで、この3つについて1館に統合すべきではないかというのが今後の在り方として一定の方向性が出されてございます。

それと、裏面をおめくりいただきたいのですが、各事業ごとに今後の方向性を示しておりまして、まず、相談事業につきましては、社会的に支援を必要とする人々が多い地域において必要な事業であると考えられますが、実施場所は必ずしも人権文化センターに限る必要性がなく、地域の行政機関である区役所と連携して行うほうが効果的であるという方向性が示されてございます。

次に、人権啓発機能についても、区役所を拠点に区域全体や地域全体で実施するほうが効果的、区で企画・実施する人権啓発事業に統合し、事業展開を図るべきとの方向性が示されてございます。

3つ目に、貸館・交流事業でございますが、大阪市では、類似の施設として青少年会館という施設がございます。こういったものと統合するほうが効率的運営に資するという方向性が示されてございます。

そして、これらの見直しにつきましては、大阪市は、現在、人権協会というところに指定管理者の指定をいたしておりますので、それが指定管理の期間であります21年度まででございますので、それまでの間に見直し方針を明らかにすべきだという答申内容になってございます。

現在の状況でございますが、これを受けまして、この20年4月から、1つ目

の統合の話，東淀川区において人権文化センターという形で１つに統合されてございます。

次に，神戸市につきましては，いわゆる地対財特法の期限後を見越して平成１３年に神戸市同和対策協議会というところが答申を出しております。

神戸市におきましては，生活文化会館という施設が京都市のコミュニティセンターに類するものでございます。ここの位置付けにつきましては，開かれたコミュニティセンターとして地域の自治活動，交流の拠点施設とすることというのが方向性となってございまして，そこは類似の施設である公民館と生活文化会館を地域の特性，施設の立地条件，利便性や事業の状況等を総合的に勘案し，できる限り速やかに一本化について検討することと答申がなされてございます。

現在の状況でございますが，この答申を受けて，平成１７年度から，いわゆる生活文化会館条例を廃止いたしまして，神戸市では公民館と児童館に転用がされてございます。

次に，奈良市は２０年２月に検討委員会からの報告がなされてございます。

内容的には，その前に，平成１９年度に全国隣保館連絡協議会というところが『あしたの隣保館検討委員会報告書』という報告を出しておりまして，その中で隣保館の位置付けを「福祉と人権のまちづくりの拠点施設」と位置付けると記載してございます。奈良市におきましては，この位置付けを今後の人権文化センターの姿を示すものであると位置付けてございます。

あと，施設の統廃合については，新たな地域住民の活動を生み出し促進するという観点も踏まえて，奈良市が主体性を持って検討すべき，判断すべきことと書いてございます。

各事業についてですが，裏面でございます。

まず，相談事業については，今後，総合相談として一層の重点を置いて運営すべきであると。次に，啓発機能についてですが，人権啓発の拠点として人権ＮＰＯ等との連携のもと，地域住民合意を図るべきだという記載がございます。

そして，生涯学習の拠点としての位置付けについては，人権と福祉の拠点施設という視点で事業を見直す必要があるという結論でございます。

講座や教室についても，住民ニーズに合っているかどうか把握することにより，今後の方向性を導き出すべきであるという内容になっております。

あと、運営についてでございますが、指定管理者制度についても検討したが、現在のところ、その必要性は認められないとの結論でございます。

あと、運営方法といたしまして、人権NPO等との支援関係づくりや小学校区域を単位とする広域運営委員会を設置して運営を行うことといった方向性が示されてございます。現在は、これを受けて具体的な動きというのは、今のところは聞いてございません。

【新川】 どうもありがとうございました。

今、大阪市、神戸市、奈良市のそれぞれ特徴のある隣保館の改革の方向、また、その進捗状況についてご説明をいただきました。これも参考にさせていただきながらご意見を頂戴できればと思います。よろしくお願いいたします。

【リム】 前回、欠席しまして申し訳ございませんでした。前回、報告されていることだとは思いますが、コミュニティセンターの在り方をめぐって、データによりますと、京都市内の10地区か11地区で年間使われているのが13億円ぐらいいで、そのうちの9億円ぐらいが職員の給与に使われていて、これは大変異常な状況だということを指摘されていたと聞いています。やはり実態はそうじゃないかと。

私はこのコミュニティセンターの問題をめぐってすごく思うんですが、今頂戴したデータが非常に異常な状態だというのが、実はこの問題が旧同和地区、被差別部落特有の問題ではなくて、日本の行政システムの中でどこでも起っている問題なんですね。例えば国でいうと、この間、厚生労働省の「私のしごと館」がありましたけど、すごく立派な施設をつくって、職員もたくさん入っていて、でも、全然それは稼働率が悪くて、そういうことがたくさんあるわけです。

ですから、そういう意味でいうと、今回この委員会の課題というのは、行政システムの在り方をどうするか、それからもう1つは、この間、私も、例えば運動団体や部落の人たちと議論するときに、行政依存はやめましょうということをよく言ってきたんですが、実は、行政自身が行政依存になっているということのも本質なんです。どういうことかという、地方自治体は国の補助金ばかり言ってきたて物事を決定していると。今回の自立促進援助金の問題も、結局はこういうことをやっているのは、国からの補助金も取れるのでということで、本質はそこなんです。だから、行政依存は部落の運動団体に対してやっているのではなくて、

行政そのものが行政依存になってきた、こういうシステムをそもそも変えなきゃいけないということだと思います。

それからもう1点、非常に厄介なことがある。他の公的施設と違って、同和地区にある隣保館、コミュニティセンター、体育館も含めて施設がありますけども、稼働率が悪いのは、行政がつくった行政依存でやっている施設であることに加えて、それだけ市民が部落には関わりたくないということで近づこうとしないということ、これも1つ重ねて、重ねてというのはプラスでなくて掛算になっているわけです。それでますます状況が悪い。

そうなったときに、私は、少なくともこの委員会で考えるべきことは、コミュニティセンターの在り方というときのコミュニティというのが何を指すのかと。従来のような属地属人主義の同和地区内の部落の人たちのため、そこをコミュニティと言うのか、もっと開かれた市民、周辺地域社会、もっと言うと行政区単位、もっと言うと京都市全体という意味でのコミュニティの再生のためにこれをどう活用するのかということをもっと考えなきゃいけない。私は後者だと思うんです。

そうすると、もう1つ問題があるのは、意見書にも出ていましたけれども、かつての部落差別があったときの隣保館の伝統というものが、実はコミュニティセンターにあって、これは部落の人たちにとっては非常に重要なアイデンティティというのがあるわけです。生活相談もさまざまにあると。この問題に関しては、だから、従来のようなコミュニティセンターにしようというのではなくて、こういう問題こそ私は部落解放同盟さんを含む運動団体の人たちが担うべきだと思うんです。場合によってはコミュニティセンター、家賃を払って、建物を借りて、そこで自分たちが部落の人たちの固有の相談をしてあげると。それを行政にやれというのは、これは言語道断だと思うんです。何のために組織があるんだと私は言いたいと思います。

そういう点では、過去の同和対策事業を通じて、運動団体がたくさん支援をいただいていたんだから、そういう力を持っているはずなんだから、隣保館の伝統はそこが受け継げばいいと思います。

それから、施設の在り方ですけれども、やはり現在、幾つか、6地区ぐらいでNPOへの委託もされていますけれども、それもやっぱり行政対運動団体、地元の自治連合会を母体とした団体との一対一のやりとりで決めているということで、

やっぱりそれは地区外の人たちがなかなか関わりにくくなっているということが構造的に発生しますので、私は、これを、さっきの神戸市じゃないですけども、行政区単位の旧同和地区における施設の総合的活用の在り方検討委員会みたいなものをつくって、そこで、税金を投入しないで、しかし、財産はあると。それをどういう仕組みで使えうまく効率よくできるかというアイデアとか事業計画を出してもらような方法を、それこそ部落の人、周辺地区の人も含めて考える。それでも使えないというのであれば、私はそういう施設は撤去されたり廃止されたほうがいいんじゃないかと思います。結論から言いますと、広く行政自体が京都市全体としてこの施設をどう使うかという委員会をつくって、その委員会のところで、例えばNPOが活用させてほしいというのであれば、プレゼンをして、コンペをして、それに対して行政は、いきなり13億円使っていたのを明日からゼロだというわけにはいかないと思うんですけど、例えばその3分の1ぐらいをどう配分するかということを決める。そういうルールをつくるための検討会みたいなことを全市民に参加してもらってやったらどうかと思います。

【新川】 ありがとうございます。重要な提案を含めていただきました。

今、リム先生から、従来の行政依存、また、行政の国政依存を踏まえて、そしてまた、その中で歴史的につくり上げられてきた隣保館と、一般的な市民の方々にとっての位置付け、これまでの差別の構造があって、どうしてもその背後にはあるわけでありますが、そういう問題も踏まえた上で、しかし、これからのコミュニティセンターというのを従来とは大きく違った観点で考えていくべきではないかというご意見をいただいたかと思っております。

いわば、開かれた、オープンなコミュニティセンターということでしょうか。そして、それに向けての、もっと幅広い検討をするべきときに来ているのではないかというご意見でもあるかと思います。

こういう方向性も含めて、ぜひ委員の皆様方からご意見を伺ってまいりたいと思います。いかがでしょう。

【田多】 コミュニティセンターはちょうど地域の真ん中にありまして、そして、改良住宅に住んでおられる方は高齢者の方が多いと聞いております。そして、浴場に通っておられますけれども、通える間はいいいんですけれども、自宅にもお風呂がないところが多いと聞いていますし、デイサービスセンターのような入浴設備です

とか、今あちこちにデイサービスセンターがありますけれども、こちらにはそういった設備はあるのかどうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

【新川】 施設についてのご質問ですが、いかがでしょうか。事務局、ちょっとお願いできますでしょうか。

【事務局】 今現在、いわゆるコミュニティセンターとデイサービスセンターが合築という形になっているのが、先般ご覧いただきました崇仁のコミュニティセンターです。そちらの建物に老人デイサービスセンターも併設しております。

【新川】 崇仁だけですね。

【事務局】 そうですね、今現在のところ。

【新川】 ありがとうございます。

田多委員、よろしゅうございますでしょうか。

【田多】 はい。

【山本】 今、リム先生のお話の中にございましたように、この資料ですと平成14年から、いわゆる隣保館という名前からコミュニティセンターという名前に変わったんですね。おそらくコミュニティセンターという名前に変わったときの、いわゆるコミュニティセンターって一体何なんだと思うんですが、僕は、当然のこととして、先生のおっしゃったことと一緒に、より広いコミュニティを目指しているんだと思っておりました。今後ともそうあるべきだと思うんですが、ちょっと1つ、先生のお話の中で、リム先生にちょっとお伺いしたかったんですけども、隣保館というところから出発して、コミュニティセンター、長い歴史の中で変わってきたと。その隣保館的な要素といいますか、一番大きいのは、やっぱり啓蒙啓発活動でしょうし、いろんな意味での相談といいますか、そういうところが中核だったと思います。それが、ある意味で数字的には激減してきているわけですね。

そういう中で、隣保館的な役割みたいなものを思い切ってコミュニティセンターという考え方の中から一回外してみると。それは、行政の役割であったり、あるいは団体の役割だったりすると。大阪市とか神戸なんかでは、区とかそういうところに持っていったらどうかという流れでしょうね。その辺のところを、隣保館的なものの役割を、今、思い切って考えから外していくほうが、いわゆる広がりのあるコミュニティセンターとして、いろんな意味で、特別なものでもないし、

活用できるということも含めてやっていけるんじゃないかなという気がします。

【リム】 全く山本委員のおっしゃるとおりだと思います。そうすべきであって、ただ、第2回の崇仁でやられた委員会のときに運動団体の人たちのプレゼンがありました。そのときに、部落解放同盟京都市協議会の安田茂樹議長からプレゼンがあったときに、やっぱり部落にはまだ困っている人がいて、生活相談があつてというご指摘もあつたんです。それから、隣保館という自分たちの歴史的な歩み。そのことは、多分そうだと思うんです。それは、さっき言っていましたけど、そういう人たちを支援したり、あるいはかつての隣保館的なアイデンティティを継承すべきは行政じゃなくて、僕は運動団体だと思っています。そうじゃなければ何のためにあるかと言いたい。私はそういう人たちも、運動団体を私は全否定するつもりはない。むしろそういうところに役割があつて、これからも重要な役割を担われるのがいいと思っていますので、そっちでやっていただいて、そこがこれからの、例えばさまざまな施設、稼働率が低いのを活用するときに、1つは隣保館的な継承をするので、家賃を払って使いたい人にはそういう利用もあつてもいいんじゃないかと思っております。基本的には、今、山本委員がおっしゃったようなことであつて、まずそういうことになるかと思います。

【新川】 ありがとうございます。

【中坊】 私も、リムさんのおっしゃっている統合がいいんじゃないかと思うんですね。だから、まさにここで考えるべきは、行政依存になったことの問題であつて、隣保館的な発想そのものは、私は基本的に正しかったと。行政依存過剰になったところにコミュニティセンターという言葉が変わっても、やはり問題がある。

私は、あえて異を唱えるようですけれども、人権の息づくまちづくりというのが合言葉ですね、しかし、それがかえて普遍化し過ぎてしまって、人権文化の息づくまちづくりってどんなことをやるのと言われてもぴんときない。もっと本当はこういう被差別部落というものの本当の意味の悲しさ、苦しさといったものが主導権を持って、その人たちによって、そのことがみんなの運動に展開していくという形になるべきであつて、それが、ある意味で親切に行政が言った言葉でかえて行政依存という形になって、それがまた非常に異常な行政の費用がかかってきているという問題で、また一般の市民の方々の問題点もそこに出ているということになってきた。だから、ある意味では原点に戻って、もっと本当に同和

地区の人たちがどれほどのことであったかと。その方がまさに主導権を持って、自主的な活動の中で磨かれていくべき姿なのではないかと思います。

【新川】 どうもありがとうございました。

【長谷川】 今日の資料の３ページにあります、相談内容につきましても、リム先生もおっしゃいましたけど、住環境とか駐車場関連の部分が圧倒的に多いんですね。これについては、本当に全市民の共通のことだと思いますので、別にコミュニティセンター云々というよりも全体で考えるべきだと思います。

それと、前回のときに、行政区ごとの施設一覧の資料をいただきまして、１回目のときでしたか、リム先生が、いろんな設備を、社会資本ということをおっしゃったと思いますけども、今日、私、来させてもらって、こんなに立派なものがあるというのを、やはり限られた部分だけでなしに全市民に開放という言葉はいいのかなか知りませんが、すべきかなと思います。

それと、行政区ごとなんですけども、行政区ごとに同和地区のある地区とない地区がございますので、行政地区とかいう絞り方じゃなくて、もうちょっと広くやられたらどうかなと思います。

【新川】 ありがとうございました。

【安保】 私もこのコミュニティという意味が何なのかということで、基本的な視点を市民全体のところから考えていくという視点でやっていくべきだとは思っています。

あと、高齢者の問題とか、子供の世界でも、今、格差の問題が大きくなっていて、それで、大人の貧困の問題が子供の貧困の問題になって、非常に極端に反映していると言われております。

ですので、同和地区のそういう高齢者の問題とか子供の問題とか、それから若者の就職の問題とかいうのは、わりと社会での今の一番私たちが頭を悩ませている問題でもあると思います。ですので、そういう問題については、高齢者の問題は地域包括支援センターとかそういうところ、それから、そのサービスをどうするかという問題でも、今までの同和地区でやってきたノウハウが生かせると思うので、そういうことを生かしていくと、京都市全体の高齢者の問題についてもかなりの生かせる部分があると思いますので、そういう部分は、やはりそういう専門のところ、今やっているところに生かしていく。

例えば子供のそういう問題で地域的な問題があるとすれば、学校教育の中で福

社の視点をどれだけ入れていくかというのが、今いろんな取組が行われていて、例えばスクールソーシャルワーカーを学校に設置するとか、そういう観点でやっていけるのではないかな。それから、若者の就職問題は、そういう就職問題をやっている京都市の他の窓口もあるわけで、その取組できちっとできていないという問題でもあるので、そこからやり直すとか。同和地区が今抱えている問題についても、京都市全体の問題としてやれるところが随分たくさんあると思うんです。ですので、そういうところでやっていくというのが、やっぱり本来やるべきところですし、実は高齢者の問題にしても権限を持っているのはそういうところなんです。そこでやっぱりちゃんとやるべきだと思います。

ですので、コミュニティセンターに全部の機能、それは今までの縦割り行政のところを横断的にやってきたというところの意義はあるかも、あったとは思いますが、ただ、今の段階は、結局、高齢者の問題も子供の問題もその地区だけの問題ではないので、やっぱり京都市としての取組に変えていくべきではないかと考えています。

【新川】 ありがとうございます。

【渡部】 私もしも先生がおっしゃっていただいたように、まずコミュニティという言葉、定義をきちっとしないと、どうも何かその辺のところで行ったり来たりするということになると思うので、ぜひこれはやはりきちっとやっていただきたい、やっていかなければならんと思っております。

それから、いわゆるコミュニティセンターというところの問題ですが、今、我々は行政の在り方総点検をするわけなので、これからの行政の在り方について提言をするのが望ましいと思いますので、やはりこれは全市民的な立場からこういう機能をどうするかということについて議論しないと、ある一定の、今あるものをどうするとかこうするとかという狭い範囲内の議論だけではいけないんじゃないかと思っています。

それから、第1回目のときにあったんですが、市に、いわゆる旧同和地区の今の人口、平成13年の時の分は出ていたと思うんですが、それ以降、20年までとすると相当年月がたっていますし、相談件数も相当変わってきていますので、どのぐらいの人口がいらっしゃるのかということについては、ぜひひとつ資料をいただきたいと思います。

以上です。

【新川】 どうもありがとうございました。

【山本】 単純な質問なんですけども、資料3の10ページに6つですか、NPO法人、それぞれ委託先団体。これはいわゆる指定管理者制度なんですか、その辺ちょっと教えてください。

というのは、先ほど他都市の資料のところ奈良市、指定管理者制度についても検討したが、現段階はその必要性が認められないということですね。大阪市は、指定管理期間を云々と書いてありますけど、ここがちょっと区別できないので教えてください。

【新川】 事務局、よろしくお願いします。

【事務局】 京都市で行っておりますNPOの委託については、いわゆる業務委託ということで、このコミュニティセンターで行っている事業の一部を業務委託という形でやっております。指定管理者制度については、施設全体の運営とかそういったものを総体的に受託するというシステムでございまして、それとは違うと。

大阪は、現在は指定管理者制度ということで施設全体、事業も含めてですけども、人権協会という財団法人が指定管理を受けているという状況です。

【新川】 よろしゅうございますでしょうか。

【細田】 コミセンの問題については、どちらかといえばその地域だけのものなのか、その行政区なのか、京都市全体のものだと考えていけないといけないということですが、私、前回、崇仁を見たときに非常に感じましたのは、やっぱり入りにくいというんですか、できるならばきちんとした道があって、そこからずっと入れればいいんですけど、あまりにもくねくねしていて、本当に入ることに対して現状はすごく抵抗があるんじゃないかなと。それは多分、これからのまちづくりで変わっていくと思いますけど。

そういう意味から言ったら、せっかくコミセンの中にいろいろとたくさん施設がある部分を本当につぶしていいのかどうか。しかし一方では、それを活用するために、その地域の方々とどういうふうにやっていくかということだとは思っています。

特にNPOで、今、業務委託をやられているところもあるわけですけど、それはまだ6つの施設しかできていない。この部分を本当に地域の団体に業務委託す

るか、また違う、外からそういう業務委託するのか、つくったものをつぶすのは簡単ですけど、しかし、そのつくったものを活用するにはどうしたらいいかというところを、やっぱり行政としてきちんとした提起を私どもはやっていく必要があるのではないかなと思います。

【新川】 ありがとうございます。

【山下】 前回、委員会に出席させていただきましたときに改良住宅の件でお話をさせていただいたんですが、やはりコミュニティセンターの在り方ということだけでは論じ切れない部分がありまして、やはり地域全体をどういうふうなまちづくりにしていくのかということが大切であるというのは、今回も変わらずにお話しをさせていただきたいと思っています。

あと、コミュニティセンターのハードの部分と中の機能の部分を切り離して考えるべきで、その機能は、まだ必要とされている部分がある中で、中のソフトの部分とハードの部分を、今、すごく一体化して考えている部分があるのではないかなと思っていますので、機能の部分は、例えばどこか違うハードに組み込んで、コミュニティセンター自身は少し違う位置付けで、地域として京都市全体に開放していくという、今、それをされているんですけど、でも、なかなか進まないというのは、おそらく、今、細田委員がおっしゃったように、なかなかその中に入っていけないという意識であったり、そういうまちづくりの形がまだできていないのじゃないかなと思いますので、その機能とハードの部分、そして、この町全体の区域の在り方というのを総合して考えていかないと、なかなか前に進まないのではないかとと思います。

以上です。

【リム】 今、細田委員と山下委員から基本的に同じご指摘があったと思うんですけど、崇仁、なかなか入りにくいと。それは、嘉楽の部落もそうですし、大体どこもそうです。それは、私、思うんですけども、行く用事がないからますます入りづらいんです。しかもここからここは部落だと。行きにくいと。そういうすごい何とないのでしょうか、これは前に大島渚さんが「朝まで生テレビ！」でそういうことをおっしゃっていたんですけど、子供のころ七条の近くに住んでいて、七条から南へ行くなと言われていた。やっぱりそれが現状だと思うんです。

しかし、その一方で、こういうふうに、今日見えますと、体育館があります。

それから、学習センターもあります。お風呂もあります。これは、改良住宅は住まいですから、公的住宅であっても、入居者が決まると住んでいらっしゃる間はプライベートな利用に占有されると。しかし、それ以外の公の施設も、そこは実は私は本当の意味の市民の共有財産であると思っています。

これだけのものを活用すればいろんなことができると思うんです。例えば、さっき安保委員がご指摘されましたように、教育の問題、福祉の問題、あるいはフリーターの問題、それから格差社会の問題ですとか、いろんな問題で、例えばそれぞれのテーマごとにいろんな研修みたいな機能を持ち込んだだけでも常に人が来る。大事なことは、京都市民に向けてこれだけの施設が重装備されているけれども使われていないし、あることすら知らない。これにみんな関心を持って、一度、これをどう使うかということのアイデアを出す、そういう参加の仕組みをどうつくるかということをご検討いただければと思います。

【渡部】 活用の問題なんですが、体育施設などが倍増しているというデータがあるわけです。なのに、第1、第3、第5の土曜日しか開いていない。第2、第4は閉まっている、日曜日は閉まっている、祭日は閉まっていると。皆、健康志向の中で体育施設なんかはニーズが非常に高まっているのに、日曜休み、祭日休み、これではちょっとやはり無駄を生じさせてしまっているようなことではないかなと思うので、もっと業務委託をするなり何をするなり考えて、活用というものについて、やはり我々は考えていかないといかんのではないかなと思います。

それから、こういうコミュニティセンターの議論をするときに、じゃ、これを今やれるのかやれないのかと、要はあまり性急にすべきではないと思うんです。激変は、やはりいけないと思います。徐々に、行政施策として新しい施策を考えていく段階で統廃合を今後していくということで、激変は避けるべきだと思います。

【新川】 ありがとうございました。

【長谷川】 改良住宅の建て替えとも関連すると思うんですけども、やはり道が狭い。先ほどお聞きしましたが、駐車場関連の相談が多いということ、多分、駐車場が少ないという部分だと思うんです。ですから、改良住宅の建て替え等も関連して、いわゆるまちづくりになるんですかね、今、車は絶対に増えていますので、例えば駐車場の確保だとか、道の狭さとか、その辺も加味して考えてもらいたいと思

います。

【新川】 どうもありがとうございました。

そのほか、いかがでしょうか。

コミュニティセンターにつきましては、今、各委員さん方から幾つか重要なご意見を頂戴いたしました。

1つは、やはり行政の基本的な在り方として問題があった側面、これをご指摘いただきました。行政と市民との本来の適切な関係というのが失われるような、そういう運用があったのではないかということでもありますし、また、国の補助金等との関係でも行政の依存の仕方にも問題があったのではないかということ。そして、それが自立促進援助金制度とも共通するわけですが、連綿として続けられてきていたということ。それがまた、差別の問題を再生産するということになったのではないかということであろうと思います。

これを踏まえて、このコミュニティセンターをどうするのかということについてはいろいろアイデアをいただきました。基本的には2つぐらいの方向があって、コミュニティセンターをより開かれた広域的な観点でその役割を担わせてはどうかということがございます。それから、もう一方では、これまでの隣保館の厚い歴史というものを踏まえて、そして、地域の人たちのアイデンティティ、地域の拠り所としてしっかりと残すべきものを残すような方向、この両方を考えていく必要があるんだというご意見をいただいたかと思います。

これからの広いコミュニティの在り方については、むしろ京都という地域が抱えるさまざまな問題を行政と市民とが協力をして解決していけるような、教育や福祉、人権すべてに関わるような、そういう問題解決の方向を探ることのできるようなコミュニティの在り方やコミュニティセンターの機能というものを考えてはどうかということもございました。

それから、大きな3つ目として、今後の見直しの方向として現在の施設をどうするかということについてはさまざまご意見をいただきました。その中で、やはりこの資産を、先ほど触れましたようなコミュニティの在り方や、あるいは地域の拠点としての在り方を踏まえた活用の仕方、どういう活用の仕方なのかということをしっかり考えていく必要があるということでご意見をいただいたかと思います。

その中には、空間的、面的な整備ということをも、単にこの施設に限らず周辺地域も含めてしっかり考えていく、その全体的なコミュニティ設計、コミュニティデザインのようなところから議論していかないといけないというご意見もいただきました。

また一方では、この施設の運用そのものも、その担い手としてどういう担い手が適切なのか、NPO法人等とお話もございましたけれども、その担い手の話もありました。そして、実際の運営主体ということの中でどういう改善が可能なのか、現在、せっかくよく使われているところというのはもっといい方法はないだろうかというご意見もいただきました。

いずれにいたしましても、今後、コミュニティセンターの在り方につきまして、各委員のお話の中では、これまでの在り方というのは、やはり根本的に考え直す時期に来ているという点では共通しておろうかと思えます。そして、その上でなお、コミュニティセンターがどんな在り方をしていったらいいのか、どういうふう位置付けられていけばよろしいのかということをも、これはリム先生のご提案にございましたけれども、より幅広く検討をしていく、市民参加のもとで検討していく、教育機能や福祉機能、人権機能を含めて考えていく、そういう場を設ける必要があるのではないかと。そこまでのご意見はいただいたかと思えます。

ただ、今日はいろいろご意見をいただいて、取りまとめのところまで至っておりませんので、まずは今のようなご意見があったということで本日のコミュニティセンターについてのご意見については、とりあえずここまでのご議論にさせていただきたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

ありがとうございました。それでは、恐縮ですが、もう1つ重要な論点が残っております。改良住宅の管理・運営及び建て替えの在り方についてということで、資料4に前回いただきましたご意見を踏まえての論点整理がございます。それから、資料5という形で改良住宅の現状と課題、前回のご質問も踏まえて資料を用意していただいておりますので、まずは事務局からご説明方、よろしく願いいたします。

【事務局】 資料5につきましてご説明申し上げます。資料5をお開きください。

改良住宅の管理・運営及び建て替えの在り方につきまして、現状と課題のうち課題を中心に説明させていただきます。

まず改良住宅の建て替えの課題でございます。現在、地区内ではコミュニティの弱体化、高齢化や人口減少に伴う地域活力の低下などの問題が顕著となって表れており、こうした地区の現状に対応するには空き家の活用の工夫や改良住宅を単に改良住宅として建て替えるだけではなく、多様な住宅の供給も含めた建て替えの在り方を検討する必要があると。ただ、本市財政は極めて深刻な状況でございます。そういった財政の状況も踏まえた検討が必要となっております。

２ページ目の囲みでございますが、地域の活性化を図るための多様な住宅供給の例について少しご説明させていただきます。

まず改良住宅の建て替えに関しての公営住宅等との併設または合築が考えられます。これは人口の減少に歯止めをかけることが期待できます。しかしながら、改良住宅の建て替えは住戸の規模が大きくなること等から、公営住宅を建てる余地が確保できる団地はあまりないのではないかと考えております。また、公営住宅は低所得者向けの住宅ですから、中堅所得者層も入居できるソーシャルミックスのような考え方も必要になるのではないかと考えております。

次に、分譲更新住宅でございます。これは、事業の施行に伴い住宅を失うこととなる者に更新住宅を譲渡する制度で、地区外からの多様な所得層の流入を促し、地域の活性化に資する中堅所得層や若年層の居住を促すことが期待できるものでございます。なお、楽只地区の建て替え事業では、定期借地権制度を活用した分譲更新住宅を実施しております。

次に、みなし特定公共賃貸住宅制度でございます。これは、建て替え事業というより既存の空き家で活用できるものでございますが、中堅所得層の入居を促進し、コミュニティバランスを図ろうとするものでございます。

次の３ページでございますが、子育て世帯の優先入居でございます。これも、建て替え事業というより既存の空き家で活用するものでございますが、若年世帯の入居を促進することによりコミュニティバランスの適正化を図ることができるものでございます。

次に、安心住空間創出プロジェクトでございますが、これは、平成２０年度に国において新たに創設された制度で、公的賃貸住宅の土地や建物を有効活用し、高齢者や子育て等に係るサービス施設等の整備を進めるというもので、地域を活性化させる多世代の交流など、新たなコミュニティの形成が期待できるものであ

ります。

次に、4 ページでございます。まちづくりの取組に対する課題でございます。

これまで、建て替えに際しては地域住民とのパートナーシップにより取組を進めてまいりましたが、こうした取組やまちづくりに対する住民意識の高揚など、一定の効果を上げてきましたが、一方で、地域住民と行政との間のみで進めてきた経過がございます。今後、さらなる市民の共感を得るには、これまで以上の透明性の確保や、まちづくりの広がりといった観点から取組を進める必要があります。

囲みとしては、すまい・まちづくり活動支援制度の概要、及び、5 ページでございますが、活動組織につきまして掲載しております。

5 ページのまちづくり組織でございます。特定の運動団体だけではなく、民生委員や市政協力員、老人クラブ等の地域の各種団体の代表等により構成し、改良住宅の建て替えだけではなく未利用地の有効活用など住環境の整備に取り組んでおります。また、近隣地域の住民も参加するイベント等では各種事業の検討状況や経過を報告するなどの活動も行っております。

続きまして、6 ページの改良住宅の管理・運営でございます。

まず入居実態の課題でございますが、入居者の把握としては、入居者からは毎年度、収入申告の届出をしていただいておりますが、これは次年度の家賃算定のためのものでございまして、当然、居住を前提としており、居住確認の手続までは行っておりません。居住確認をする場合としては、同居承認や入居承継、同居者異動届等の手続の際に住民票による確認を行っております。また、住戸への訪問の機会をとらえ、入居実態を確認してまいりましたが、経常的な確認までは至っていないのが実情でございます。今後は、適宜、住民票と突合し、指導できる仕組みづくりが必要と考えております。

なお、はり・きゅうや個人タクシーの営業等の他の用途の一部併用については、公営住宅、改良住宅に共通した承認の基準や手続についての要綱を整理したところでございます。

7 ページをお開きください。その基準につきまして、下の囲みでございますが、掲載しております。

基本的な考えとしては、住宅としての機能を損なわず、合理的な理由があると

認められるものについては住戸内での営業等につきまして承認できるよう基準の整備を行ったところでございます。

次に、８ページ、改良住宅の空き家の活用の課題でございます。

一般公募を進めることは、新たな住民が流入することで、これまでにない変化を生じさせることとなります。また一方で、地区内では同居親族の増加などで過密となった世帯に対して、過去には過密対策のための特定目的入居を実施した経過もございます。こうした経過などから、新たな公募に当たっては、一般市民より優先的な取り扱いを求める住民からの要望がまだ多くあり、このような状況を踏まえながら取り組む必要がございます。

また、留学生の入居につきましては、大学のまち・京都の推進のためにも取り組む必要があると考えていますが、一方で、文化の違いや習慣の違いから地域コミュニティにいかにスムーズに溶け込んでいただけるかといったことも十分配慮すべきと考えております。

さらに、子育て世帯支援など、他の施策目的での入居についてもどのように進めるべきか検討が必要としております。

９ページには地区別の空き家の状況と、これまでの改良住宅の一般公募の状況を掲載させていただいております。

次に１０ページでございますが、適正な共益費の算定と徴収でございます。

現状でございますが、共用部分の光熱水費等については公営住宅では共益費として自治会等が徴収し、直接、電力会社等に支払っておりますが、改良住宅では共益費を徴収すべき自治会がない団地がある等の理由により、一部の団地を除き、本市が直接入居者から集めております。

課題でございますが、改良住宅の共益費は実際に必要な額よりおおむね低く設定されており、その差額及び未納分は公費で賄っているのが実情でございます。現状では、共益費の滞納を理由として住戸の明け渡しを求めるのは困難であり、未納者に対して積極的かつ効果的な対応ができておりません。

このため、本市が直接徴収できる手法や未納が生じにくい徴収方法について現在検討中であり、また、公営住宅、改良住宅ともに同じ取り扱いになるよう共益費の負担区分を見直し、それに基づいた適正な額を算定中であります。

しかしながら、公営住宅の実態に合わせて算定いたしますと、ほとんどの改良

住宅では大幅な負担増となることから、ただちに入居者の理解を得ることの困難も想定されております。

11ページに、改良住宅と公営住宅の取り扱いの違いなどを表しております。

次に、12ページの改良住宅の店舗使用料でございます。

現状でございますが、改良住宅の店舗は従前権利者の営業継続のための代替施設として建設したものでございまして、その使用料につきましては、昭和35年度の建設当初の改良住宅の家賃との均衡を図って設定し、その後は家賃改定率などを踏まえて算定を行ってきました。平成15年4月以降に供用を開始した店舗につきましては、その算定方法を改め、建物の償却費や管理費、近傍類似地の評価に基づいた算定方式により使用料を算定することとしております。

課題でございますが、新しい算定方式による使用料は平成15年度以降に供用開始された店舗のみに適用しているため、平成14年度以前のものとの間で不均衡が生じております。応能応益家賃制度の導入による住宅家賃の負担増や経営状態のよくない店舗も多く、既存店舗使用料の算定方法の見直しを見送ってまいりましたが、今後は算定方法を一律にし、統一した使用料とする必要があります。

なお、改定に当たっては家賃上昇が急激にならないよう激変緩和措置を講じる必要があると考えております。

13ページでございますが、改良住宅の店舗の設置状況の一覧を掲載しております。

続きまして、14ページでございますが、家賃の減額に係る公営住宅との差異でございます。

現状でございますが、家賃の減免については収入が著しく低額である等、特別な事情がある場合に行うことができ、公営住宅、改良住宅ともに同様の減免制度を設けておりますが、最低家賃額や収入基準額に差異がある等、改良住宅のほうがやや優遇されたものとなっております。

課題でございますが、公営住宅では応能応益家賃制度導入の際に減免制度を見直しておりますが、改良住宅では低所得者の家賃負担増に配慮し、それ以前の制度を踏襲したため、制度に若干の差異が生じております。減免制度については、現時点で公営住宅と改良住宅で取り扱いを異にする合理的な理由がないことから、これを一元化する必要があります。

なお、平成 21 年度に入居収入基準の改定による家賃の見直しが予定されておりますが、改良住宅を含めた市営住宅全体の家賃減免制度そのものにつきまして、京都市住宅審議会において審議をいただく予定をしております。

続きまして、15 ページでございますが、改良住宅駐車場の使用料の徴収についてでございます。

現状でございますが、公営住宅の駐車場は平成 8 年の公営住宅法の改正により住宅の共同施設として位置付けられ、平成 13 年 10 月から市営住宅条例で有料附属施設に規定し、団地ごとに土地使用料の他に施設の償却費や修繕費、維持管理費等を含めて 1 区画の使用料月額を 4,200 円から 10,700 円と定め、利用者から徴収しております。

これに対しまして、改良住宅の駐車場は法的な位置付けがなく、地方自治法に基づく行政財産の目的外使用許可として土地使用料を北部地域で 1 台当たり月額 2,000 円、南部地域で 1,300 円を、さらに立体式、機械式等の場合には月額 1,700 円から 2,100 円を加算して徴収しております。ただ、利用者はこの他に日常的な管理経費を含めた利用料を地元駐車場管理運営組織に納入しております。

課題でございますが、公営住宅の駐車場と改良住宅の駐車場においては法的根拠、算定額において差異がございますが、駐車場という使用形態においては同様であるため、市営住宅条例を改正し、改良住宅等の駐車場も有料附属施設として位置付け、使用料の額を定めることを考えております。管理・運営に対しても、公営住宅の駐車場と同様の方式を採用することとしております。

16 ページには、改良住宅駐車場と公営住宅駐車場の比較を掲載しております。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。

【新川】 どうもありがとうございました。

ただいま、改良住宅の管理・運営、建て替えにつきまして、現状と課題をご説明いただきました。お手元、資料 4 に前回のご議論も踏まえ、まとめた論点整理をいただいております。

大きな論点の 1 つは、改良住宅の建て替えという問題でございます。それから、もう 1 つ大きな論点は、やはり改良住宅の管理・運営の問題でございます。いずれからでも結構です、ご意見、ご質問をいただければと思いますので、よろしく

お願いいたします。

【渡部】 改良住宅などの床面積があまりにも狭すぎると思います。大体、基準として、例えば80㎡なら80㎡という基準をつくって、そして、その中で浴場なども整備して、改良住宅の建て替えというのは促進をしていかなければならないのではないかと思います。そのときに、今までの浴場設備などについては、それぞれの住戸の中で組み込んでやって、いわゆる公共の浴場というのはそのときに廃止するという合理化をやっていかないといけないんじゃないかと思っています。

それから、家賃負担などについては、やはりこれも大変大事な問題ですので、議論をして、入居者にあまり大きな激変するようなのがあればやっぱりよくないと思います。

今、東京などでも相当進んでおりますのが、高層化をして、その空いた土地を民間に定借で貸し出して、その収入で負担を賄うということが相当進んでおりますので、例えばこのコミュニティセンターでもそうですが、改良住宅の低層階にコミュニティセンターを持ってきて、その上を住宅にするということをやっている、場所もいろんなことで合理化できていく、その合理化できてきたものを入居者の皆さんに還元していった負担増を抑えていくということが非常に大事ではないかと思うんです。空いた土地をいっぱいつくって、それを民間に貸し出して、入居者の負担増をなくしていくというようなことでやっていければ、浴場の問題とかコミュニティセンターの問題、改良住宅と、すべてが私は解決していけるのではないかと。建築の制限もありますけれども、いっぱいいに、みんなで知恵を集めて出していければ、基本的に私はその財源は出てくるとと思っています。

【新川】 ありがとうございます。

いかがでございましょうか。

【リム】 この改良住宅の問題でも、管理につきましては、先ほど事務局のご説明がありましたように一般公営住宅とそろえていくというのは当然だと思うんですけど、問題は建て替えなんです。要するに、前提としなければいけないのは、私はこの10年間ほどの地区診断をして同和地区を見てきましたけれども、従来のようにすべて税金で建物を取り壊して建て替えて、低家賃で運営していくというのは不可能だというのが現状です。京都市は、実質的に財政非常事態宣言を出しておられてできないと。できないのに計画上はあると。これがまた問題なんです。つま

り、これも行政システムの問題であって、それから、改良住宅の建て方といったときに、渡部委員がおっしゃいましたように、私も同感で、ずっとそれは定借分譲を導入していくべきだところ10年間ずっと主張してきました。つまり、税金を使わずに建て替えられるシステム。それしか方法がないだろうと思います。

定借分譲の持っている意味というのは、実は、バブルが最盛期のときにあまりにも地価が高過ぎたので、地価を反映しない住宅政策というので考えたものですが、実はこれは戦前の日本の社会では普通のシステムだったんです。大都市の8割以上が借家に住んでいらして、多くは、土地は地主さんがいるけれども、上物だけは自分が持っていて売買もできると。それと同じようなシステムで、しかし、これは法律の専門の先生方にまた教えていただきたいんですけども、かつては一旦貸しちゃうとなかなか返ってこなくなり地主さんが困ったけど、定借分譲ができたことによって50年とか60年後には必ず返ってくると。私はこのシステムこそ行政が、地方自治体が活用すべきシステムだと。

もう1つ、このことの意味は、同和地区の改良住宅だけじゃなくて、京都市内にある2万戸の公営住宅をこれからどうしていくのかといったところに全部反映していくわけです。洛西ニュータウン、向島ニュータウン、山科、醍醐の市営住宅、2万戸ある、これを全部税金で建て替えて全部公営住宅にする。これはできなくなる。定借分譲という1つの可能性を実験するとき、同和地区というのは、私はある意味で非常にありがたい存在だと思います、実験的に。

定借分譲すると、おそらく100㎡のマンションが3,000万円ぐらいで手に入る。そしたら、若い人たちがちょっと頭金を借りたら月々6万円ぐらいの返済で購入できるから、公営住宅のままだったら11万以上的家賃を払わなきゃいけない。そういうことがまず考えられる。

それから、じゃ、低所得者層の部分はどうするんだというときに、そこは京都市が家主になって買い取って、100㎡も要らない、55㎡でいいのであれば、おそらく6割ぐらいの1,800万ぐらいで、そうすると、京都市がそれを所有しても、その返済は生活保護世帯の住宅扶助あたりで多分クリアしていけると。そうなってくると、低所得層も入れるし、そうでない人たちも入れる。行政はお金を使わなくて済むと。しかも、今の改良住宅の新築のデザインがダサいんですけど、格好いいデザインのものが自由につくれる。こういうことを実験するというのは、

だから、これは同和地区のためというよりも、京都の、あるいは公営住宅全体の1つの在り方というモデルを提示していると位置付けてはどうかと思っております。

【新川】 ありがとうございます。貴重なご提案を渡部委員，リム委員からいただきました。

そのほか、いかがでございましょうか。

【山本】 特に解せないのが、10ページ，11ページあたりにあります、要するに管理のところなんですけれども、普通だったら公営住宅と同じように、こういうところは必ず自治会とか管理組合があるんです。それで、改良住宅についてはなぜないのか、本当にわからないんです。その分も市が肩がわりしているんだということになっているんですけれども、なぜこの改良住宅にはそういうものがないのか。だれか、ご説明いただきたいのですが。

【新川】 事務局，もしおわかりになるようであればお願いいたします。

【事務局】 今ご指摘のように、いわゆる改良住宅には自治会がないところが多うございます。ごく一部、あるところもございます。

正直言って、なぜないのかというところは、いろんな経過の中で、特に改良住宅の建設とかは、もともと共同住宅が建っていて、クリアランスから始まってお入りいただいたと。いわゆる自治組織的にみんなで何かやっていこうというところ以前の問題として、やはりそういう共同住宅から改良住宅にお入りいただいたというところで、お入りいただいて、そこで1つの住処があったというところで、それ以上の広がりがなかったのかなと、正直、私どももわからないところが多うございました。

例えば公営住宅なんかでも、今現実に言われていますのは、組織はございますけれども、もうひとつ盛り上がってこない、あるいは、どちらかといいますと弱体化して、自治組織そのものの在り方が問われているというような現状もございます。改良住宅でも、いわゆる自治組織をつくろう、あるいはつくっていかないかという機運でできたところもございますし、結果的にそこまで至らずに、地域のコミュニティが、仮に円滑に自治組織ができたならそういうふうに進んでいくと思うんですけれども、なかなかそういうところに至らなかった。申し訳ございません、なぜそうかというところの理由まではちょっと、正直、コメントでき

ないわけでございます。

【新川】 ありがとうございます。

【リム】 山本委員のご質問に関しては、多分、行政の返答はそうなんだろうと思いますけど、この期に及んで、建前論を言ったってしょうがないので、この問題はそんな深刻な話ではなくて、すごく可能性のある話だと思っていますので、率直に言います。もし私の言っていることが間違っていたら、また傍聴席にいらっしゃる方々も、ご批判してくださればいいんですけど、同じ話を先々週、実は解放同盟の奈良県連の人たちと一緒に勉強会をしていて、同盟の人が言っていたんですが、今のような現状があるんだと。それはなぜかということ、管理を全部行政がやるもので行政依存だとか、溝にごみがたまっても自分で掃除せずに管理センターに電話してきて、そこへ年収８００万円の課長さんがごみを拾いに来ていると。これほど効率の悪い話がありますかというのを同盟の方がおっしゃっていました。

これも、だけど、部落だからとかそういう話じゃなくて、実は大正時代の関東大震災の後の同潤会のアパート建て替えの記録があるんです。これは当時の内務省というところで、内務省の官僚がつくったアパートの記録によると、同潤会アパートは２種類ありまして、分譲アパートと、いわゆる低所得者向けのスラム開発、改良住宅みたいなものですけど。そうすると、分譲アパートのほうは、自分の財産だから、管理組合をつくって大事にきれいに管理すると。やっぱり共同住宅は賃貸だから、自分は家主じゃないから、すごく手入れをしないし、汚い。これは、おそらく現在の分譲マンションと賃貸マンション、賃貸アパートと比べても基本的には同じことだと思うんです。そういう構造があると。

そういう意味でも、さっき言った定借分譲みたいなことをしていると、基本的には普通のマンションと同じように管理組合もできるし、入居者同士で、本当に自分たちの団地に愛着を持つ、維持管理をしていくし。そういう意味で、財政面の問題と、１つは管理も含めて、そこら辺の在り方が発生してくると思います。

【新川】 どうもありがとうございました。

そろそろ時間も、予定しておりました終わりの時間に近づいてまいりましたけれども、この改良住宅問題につきまして何かご発言点があればお伺いしておきたいと思いますが、いかがでしょうか。

【中坊】 私も、改良住宅の建て替えが、やはり行政がえてしてやる画一的ということが

非常に妨げになって、自主性がなくなってくるというところに基本的にやっぱり問題が出てきたんじゃないかと。

だから、基本はやっぱり自立、自主性というところに重きを置いた物の考え方に変えないと、すべてが行政的な発想で画一的という方向が問題の根底にあるのではないかと思います。

【新川】 ありがとうございます。

およそ、よろしゅうございますでしょうか。

少し時間も押してまいりましたので、改良住宅の問題につきましては、若干、ご意見がまだまだあろうかと思えますけれども、時間の関係もございまして、今日のところは、幾つかいただきました、基本的には改良住宅問題も市営住宅全体の在り方を含めて具体的に考える、そういう時期に来ているだろうというのが1つ大きな問題でございました。

2つ目に、当然、建て替え、それから管理・運営も、市の公営住宅全体の政策の中でやはり適正な運用の仕方というのを考える時期に来ているということもご指摘をいただきました。

また、大きな3つ目に、しかし、そうは言いましても、現実、そこにお住まいの方々があって、建て替えを考えていけないといけない。そのときに適切な負担の在り方や、あるいは、より経費のかからないやり方を現在の市の財政事情の中で考えていくということで、ある種PFI的な活用土地もつくり出すようなやり方や、あるいは定借を含めた分譲の方式も主体に考えていく必要があるというご指摘もいただいていたところであります。

なお、これは全体を通じて、やはり市民の自主、自立ということを基礎にした住まいの在り方、あるいは地域の秩序維持の在り方というのを考えていかなければ、これらの問題も根本的には解決できないというご指摘もいただけてきたところでございます。

今日のところはこれくらいで、恐縮ですが、議論はとどめさせていただきたいと思えます。この議論はまた、次回以降も続けさせていただき、当総点検委員会としての方向を出していきたいと考えているところであります。今日のところは、恐縮ですが、以上にさせていただきたいと思えます。

それでは、その他ということでもいただいておりますけれども、委員の皆様方

から何かその他のことでこれだけということはございましていただければと思うのですが、何かございますでしょうか。

特にないようでございましたら、事務局から今後の予定等も含めまして、お願いしたいと思います。

【事務局】 それでは、失礼いたしまして、事務局から補足的な事項と今後のスケジュールについてでございます。

1つは、資料6として、この間いただきましたご意見をつけております。ご意見の内容は、前回、第5回総点検委員会にご出席いただいた皆様からいただいたご意見、それから、その他として、西三条まちづくり協議会からいただいております意見書をつけさせていただいております。

それから、本日は自立促進援助金制度の見直しに関して中間報告案をご審議いただきました。本日の内容を踏まえまして、また、本日いただいたご意見も踏まえまして、最終、「てにをは」等、報告書案の最終調整は、再度、委員長のほうでしていただけると理解しております。委員長の準備が整い次第、私ども事務局と日程調整をさせていただきまして、京都市へ提出していただくという機会を別途設けさせていただきたいと思っておりますので、委員長、よろしくお願いいたします。

それから、本日は、せっかくこの養正の屋内体育施設で会議を設定させていただきました。既にご案内させていただいておりますとおり、この後、ご都合のつく委員さんの方々には、小規模ではございますけれども、視察会のようなものをさせていただきたいと思っております。学習施設、コミュニティセンター、福祉センターを予定しております。

この後、少し控え室で休憩を挟みまして、ご案内をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

また、一般の傍聴者の方で視察を希望される方がおられましたら、ご案内をさせていただきますので、その場合は、お手数ですがけれども、受付に申し出てくださいまして、私どもからご案内させていただくまで、およそ10分か15分ほどになると思っておりますけれども、傍聴席付近で待機していただきますように、よろしくお願いいたします。

また、報道関係の方々が視察に同行される場合は、必要最小限の人数でご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

視察に参加される場合，視察終了次第，解散とさせていただきますので，お荷物等をご持参いただきますように，よろしくお願いいたします。

以上でございます。

【新川】 ありがとうございました。

それでは，今のような予定で，また次回には，今日もご議論いただきましたコミュニティセンター，改良住宅問題，もう一度，論点整理をしていただいて，さらに議論を深めていただければと思っております。この後の視察の時間，許す限りよろしくお願いいたしますと思います。

長い時間，ご協力，どうもありがとうございました。以上をもちまして本日の総点検委員会，終了とさせていただきます。ありがとうございました。

―― 了 ――